

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2017年 8 月22日
【会社名】	株式会社 東芝
【英訳名】	TOSHIBA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 綱川 智
【本店の所在の場所】	東京都港区芝浦一丁目 1 番 1 号
【電話番号】	03-3457-4511
【事務連絡者氏名】	法務部法務第一担当グループ長 篠崎 俊司
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝浦一丁目 1 番 1 号
【電話番号】	03-3457-2148
【事務連絡者氏名】	法務部法務第一担当グループ長 篠崎 俊司
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目 8 番20号)

1【提出理由】

当社の連結会社である東芝エレベータ株式会社に対して提起されていた訴訟が解決したため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第14号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

- (1) 当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名
名 称 東芝エレベータ株式会社(以下「被告」)
所在地 神奈川県川崎市幸区堀川町72番地34
代表者 松原 和則
- (2) 当該訴訟の提起があった年月日
2016年2月16日
- (3) 当該訴訟を提起した者の氏名及び住所
氏 名 橋本 昭一(以下「原告」)
所在地 岐阜県岐阜市琴塚
- (4) 当該訴訟の内容及び損害賠償請求金額
原告は、被告製造のエレベーターの急停止により傷害を負ったと主張し、被告に対し、治療費、休業損害、傷害慰謝料及び弁護士費用等の合計1,337,308円の損害賠償及びこれに対する遅延損害金を求める訴訟を提起しました。
- (5) 訴訟の解決があった年月日、訴訟の解決の内容及び損害賠償支払金額
訴訟の解決があった年月日
2017年8月15日(2017年7月26日に判決が言い渡され、控訴期間の途過により確定しました。)
訴訟の解決の内容及び損害賠償支払金額
被告が原告に対し、440,200円及びその遅延損害金を支払うことを内容としております。

以 上